

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成    年    月    日

安曇野教育委員会

委員長 古幡 開太郎

安曇野市教育委員会規則第    号

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例（平成 24 年安曇野市条例第 27 号）の施行期日は、平成 24 年 12 月 25 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。